

**宇都宮市子どもの家
(2ブロック12施設)
指定管理者募集要項**

令和6年3月

宇 都 宮 市

目 次

1	対象施設の概要	1
2	指定管理者が行う業務	1
3	管理運営に関する基本的事項	2
4	指定期間	5
5	指定管理料	5
6	利用料金制度	7
7	業務実施条件	8
8	業務実施に係る確認事項	9
9	リスクへの対応	11
10	損害賠償及び不可抗力	12
11	指定期間満了以前の指定の取消し	12
12	指定管理者選定のスケジュール	14
13	募集要項等の配布	14
14	応募予定者説明会	15
15	現地見学会	16
16	質疑応答	16
17	申請書受付期間及び時間	17
18	申請書類	17
19	内容確認	19
20	指定管理者の選定及び指定等	19
21	協定の締結	22
22	協定書の解釈に疑義が生じた場合の措置等	23
23	業務引継ぎ及び人員体制の確保	23
24	留意事項	23
25	問合せ先	25

1 対象施設の概要

(1) 施設の運営体制

宇都宮市（以下「市」という。）では、市立小学校67校ごとに、児童福祉法に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設である「子どもの家」を設置しており、67施設の子どもの家を10のブロックに区分けした上で、ブロックごとに指定管理者による運営を行っています。

今回は、このうち12施設の子どもの家が所属する2つのブロックについて、指定管理者を募集します。

(2) 施設の名称、所在地及び所属ブロック

子どもの家ごとの施設の名称、所在地及び所属するブロックについては、**別紙1**「子どもの家の名称、所在地等」のとおりです。

(3) 施設の設置目的

子どもの家は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的としています。

(4) 施設設備

子どもの家ごとの施設の場所、建物の構造、延べ床面積及び施設定員については、**別紙2**「子どもの家の施設概要」のとおりです。

※ 詳細は仕様書で示します。

(5) その他

子どもの家は、宇都宮市子どもの家条例（令和2年条例第26号）の規定に基づき設置する施設です。

2 指定管理者が行う業務

指定管理者が行う業務は、宇都宮市子どもの家条例第10条第1項の規定に基づき、下記のとおりとし、詳細は仕様書で示します。

(1) 児童の育成支援その他子どもの家の運営に関する業務

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業

イ その他子どもの家の目的を達成するため必要な事業

(2) 施設の利用の許可及び制限に関する業務

- ア 利用の許可 宇都宮市子どもの家条例第5条の規定に基づく利用許可
- イ 利用の制限 宇都宮市子どもの家条例第6条の規定に基づく利用許可の制限

(3) 施設の維持管理に関する業務

- ア 施設の保守管理業務
- イ 施設、設備及び備品の維持管理
- ウ 清掃及び廃棄物処理に関する業務

(4) その他の業務

- ア 利用料金及びおやつ代等の実費の徴収
- イ 会計関係帳簿、利用状況報告書等の作成及び市への報告
- ウ 安全計画（事故防止、防災、救急対応、不審者対応、感染症対策等の各種マニュアルを含む。）及び業務継続計画の作成及び実施体制の整備
- エ 個人情報保護等の措置
- オ 事業報告書の作成
- カ 経理規定等（宇都宮市会計規則（平成17年規則第11号）に準ずるもの）の作成及び経理事務
- キ 利用者の傷害保険加入の取りまとめ
- ク 職員に対する施設の管理運営（児童の育成支援を含む。）に必要な研修の実施
- ケ その他日常業務の調整

3 管理運営に関する基本的事項

(1) 管理の基準について

管理の基準は、宇都宮市子どもの家条例施行規則（令和2年規則第4号）第2条及び第3条の規定に基づき、下記のとおりとします。

ア 休所日

- ① 日曜日
- ② 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- ③ 年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）

※1 上記①～③のほか、災害時や施設における感染症発生時など、市の判断により臨時に休所することがあります。

※ 2 その他、休所日の特例について仕様書で示します。

イ 開所時間

① 小学校の休業日以外の日 放課後（授業の終了後をいう。）から午後 7 時まで
（うち午後 6 時から午後 7 時までは延長利用に係る開所時間）

② 小学校の休業日 午前 7 時 30 分から午後 7 時まで（うち午後 6 時から午後 7 時までは延長利用に係る開所時間）

※ 1 小学校の臨時休業の際は、災害等により施設を休所する場合を除き、「② 小学校の休業日」のとりの開所時間となります。

※ 2 災害時や施設における感染症発生時などには、上記①、②に関わらず、市の判断により早期に施設を閉所することがあります。

※ 3 その他、開所時間の特例について仕様書で示します。

ウ 指定管理者の職員体制

指定管理者による子どもの家の管理運営に当たっては、次に掲げる職員を配置してください。

① 統括管理者 ブロックにつき 1 名以上

② 事務担当者 ブロックにつき 2 名程度

③ 放課後児童支援員及び補助員 支援単位につき 2 名以上

④ 主任支援員 子どもの家につき 1 名

⑤ 障がい児加配支援員 障がい児の利用状況に応じて配置

⑥ その他市が必要と認める職員 市と指定管理者が協議して対応

※ 詳細は仕様書で示します。

(2) 宇都宮市情報公開条例の適用について

指定管理者は、宇都宮市情報公開条例（平成 12 年条例第 1 号）の趣旨に則り、その保有する情報の公開を行うための必要な措置を講じるよう、努めることとします。

(3) 個人情報の保護に関する法律及び宇都宮市個人情報保護法施行条例の適用について

指定管理者は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び宇都宮市個人情報保護法施行条例（令和 4 年条例第 31 号）の規定に従い、公の施設の管理を通じて取得する個人情報を保護するために、必要な措置を講じることとします。

(4) 宇都宮市行政手続条例の適用について

指定管理者は、施設を利用しようとする者の申請に対して、利用の許可等を行う場

合は「行政庁」として宇都宮市行政手続条例（平成 8 年条例第 4 1 号）の適用を受けることになります。

(5) 災害時の対応

子どもの家は、大規模災害が発生した場合など、市が必要と認める場合には、避難所等として使用する場合があります。

なお、指定管理者が市の指示に従う場合において、指定管理料の取扱いその他の必要な事項については、市と指定管理者が協議の上、決定します。

(6) 宇都宮市環境基本条例の適用について

指定管理者は、宇都宮市環境基本条例（平成 1 3 年条例第 3 2 号）の規定に従い、環境の保全のための必要な措置を講じることとします。

(7) 宇都宮市暴力団排除条例の適用について

指定管理者は、宇都宮市暴力団排除条例（平成 2 3 年条例第 3 7 号）の規定に従い、暴力団の活動を助長すると認められる場合には、施設の利用を許可しないなどの必要な措置を講じることとします。

(8) 関係法令等の遵守

指定管理者は、上記(2)～(7)のほか、子どもの家に係る下記の法令等を遵守してください。

ア 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）

イ 消防法（昭和 2 3 年法律第 1 8 6 号）

ウ 労働基準法（昭和 2 2 年法律第 4 9 号）

エ 建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）

オ 水道法（昭和 3 2 年法律第 1 7 7 号）

カ 児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）

キ 宇都宮市子どもの家条例

ク 宇都宮市子どもの家条例施行規則

ケ 宇都宮市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年条例第 3 8 号）

コ 宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり条例（平成 1 2 年条例第 1 8 号）

サ 協定書

シ 仕様書

ス その他指定管理業務を行うに当たり遵守すべき法令等

※ 提案書において仕様書を上回る水準が提案されている場合は、提案書に示された水準により業務を実施するものとし、実施費用は全て指定管理者の負担とします。

(9) 業務の委託等

指定管理者は、本業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせることができません。ただし、業務の一部について、あらかじめ市が認めた場合はこの限りではありません。

なお、市が認めた業務を委託する場合は、委託先を市内事業者から選定するよう努めることとします。

4 指定期間

令和7年4月1日から令和11年3月31日までとします。

5 指定管理料

(1) 指定管理料の額

前項の指定期間4年間の指定管理料の総額は、それぞれブロックごとに下表の「指定管理料の上限額」以下とします。

これは、下表の「管理運営費用見込額」から「利用料金収入見込額」を差し引いたものです（「6 利用料金制度」を参照）。

ブロック	指定管理料の上限額 (A－B)	管理運営費用見込額 (A)	利用料金収入見込額 (B)
Bブロック	325,932千円	576,458千円	250,526千円
Dブロック	352,097千円	630,087千円	277,990千円

提案していただく金額は、各ブロックごとの「指定管理料の上限額」以下の金額となります。

「指定管理料の上限額」の年度ごとの内訳は、**別紙3**「指定管理料の上限額内訳」のとおりです。指定管理料（特に人件費）の提案に当たっては、当該内訳を参考に、適正な金額設定をお願いします。

なお、提案額が市の上限額の8割以下の場合には、子どもの家の適切な管理運営が可能であるかを調査し、不可能と認められた場合には、失格とします。

※ 障がい児加配支援員の配置に要する経費については、指定管理料の提案額からは

除外してください（(5)のとおり、指定管理料の額の変更により対応します。）。

※ 提案していただく金額は、指定管理者の選定における審査で用いるものとし、市が支払う指定管理料は、選定後、市と指定管理者の候補者が協議した上で決定します。

※ 消費税及び地方消費税の税率については、合計10パーセントで提案してください。
なお、指定期間中に税率の変更があった場合には、「9 リスクへの対応」に基づき適切に対応します。

(2) 経費の支払い

指定管理料は、会計年度（4月1日から翌年の3月31日まで）ごとに年度協定書に基づき、前金払での支払となります。

原則として四半期ごと（4月、7月、10月、1月）に分割して支払うこととし、支払の額や方法、期限等は協定で定めます。

なお、(4)及び(5)のとおり、各年度当初及び四半期の当初の時点で、指定管理料の額の変更が想定されます。

(3) 市が支払う指定管理料に含まれる経費

ア 人件費

イ 管理費

ウ 事業費

エ 事務費

※ 詳細は別紙3「指定管理料の上限額内訳」のとおり

(4) 支援単位の数の取扱い

指定管理料の提案において用いる支援単位の数は、別紙3「指定管理料の上限額内訳」に掲げるとおりとします。

また、指定期間中の各年度の4月1日時点におけるブロック内の支援単位の合計数が、当該ブロック内の別紙3に掲げる当該年度の支援単位の合計数（推計値）から変動した場合は、実態に応じ、仕様書に定めるところにより、協定書における指定管理料の額を変更（増額又は減額）することとします。

(5) 障がい児加配支援員の取扱い

指定期間の初日（令和7年4月1日）時点においてブロック内に配置している障がい児加配支援員の人数に応じ、仕様書に定めるところにより、協定書における指定管

理料の額を変更（増額）することとします。

また、指定期間中に障がい児加配支援員の人数に増減があった場合、四半期ごとに、配置の実績に応じ、仕様書に定めるところにより、協定書における指定管理料の額を変更（増額又は減額）することとします。

(6) 開所時間を拡大した場合の取扱い

災害等による小学校の臨時休業等に伴い、市の指示により子どもの家の開所時間を拡大した場合は、市と指定管理者の協議により、協定書における指定管理料の額を変更（増額）することとします。

(7) 修繕費の取扱い

子どもの家の施設、設備又は備品に係る１件当たり３００千円以下の修繕は、指定管理料の範囲内で指定管理者の負担で行うこととします。１件当たり３００千円を超える修繕は、市の負担とします。

なお、指定管理者は、行った修繕の全てについて、毎月の業務報告書において市に報告することとします。

(8) 備品の貸与

業務に要する主要な備品については、市が無償で貸し付けます。

※ 詳細は仕様書で示します。

6 利用料金制度

(1) 利用料金の収受

指定管理者は、宇都宮市子どもの家条例第７条に定める使用料を、利用料金として自らの収入として収受します。

(2) 利用料金収入の取扱い

利用料金収入は、子どもの家の管理運営に要する経費に充てるものとします。

また、生活保護費又は就学援助費の受給世帯が子どもの家を利用する場合は、仕様書に定めるところにより、利用料金を免除しますが、この免除による利用料金収入の影響額は、市が負担金として指定管理者に支払います（免除申請のあった者の情報を正確に管理し、原則として四半期ごとに報告していただきます。）。

7 業務実施条件

(1) 申請資格

申請者は、法人又は共同事業体（以下「法人等」という。）とし、次のとおりとします。

ア 市内に本社、本店、本部、支社、支店又は事業所（以下「本社又は支社等」という。）を有する法人等（共同事業体が申請する場合については、市内に本社、本店又は本部を有する法人を1以上含むこととし、構成団体の全てが市内に本社又は支社等を有する法人等）

イ 法人等が次の各号に該当しないこと（共同事業体が申請する場合については、構成団体のいずれかが次の各号に該当すれば、申請資格がないものと見なします。）。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、市の入札に参加できない法人その他の団体（以下「団体等」という。）
- ② 地方自治法第244条の2第11項の規定により、市若しくは他の自治体から指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から2年（他の自治体の場合は1年）を経過しない団体等（ただし、当該団体等の責めによらない場合を除く。）又は同項の規定により、市若しくは他の自治体から管理の業務の全部又は一部を停止され、停止期間満了の日から1年（他の自治体の場合は6か月）を経過しない団体等（ただし、当該団体等の責めによらない場合を除く。）
- ③ 指定管理者の指定を管理の委託とみなした場合に、地方自治法第92条の2、第142条（同条を準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなる団体等（いわゆる兼業禁止規定を準用）。ただし、同法の規定で対象外とされる出資団体（2分の1以上）に準じ、市の出資法人等や地域団体などの団体については、設立目的や活動の公共性・公益性を踏まえた上で、兼業禁止の例外として、指定管理者に指定することができることとします。
- ④ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定するもの）又は暴力団の密接関係者（栃木県暴力団排除条例施行規則（平成23年栃木県公安委員会規則第1号）第3条に規定するもの）が役員就任、経営関与等を行っている団体等

なお、暴力団員に該当するかどうかを確認するため、栃木県警察本部に役員の個人情報を提供することとします。

- ⑤ 法人税，消費税及び地方消費税，宇都宮市税を滞納している団体等
- ⑥ 会社更正法（平成１４年法律第１５４号），民事再生法（平成１１年法律第２２５号）その他倒産等に関する法律に基づくいずれかの手続を行っている団体等
- ⑦ 市の指定管理者の指定手続において，その公正な手続を妨げた団体等又は公正な価格の成立を害し，若しくは不正な利益を得るために連合した団体等

ウ 社会保険等（健康保険，厚生年金保険及び雇用保険）への加入の必要がある場合，次の必要な手続を全て履行している法人等

- ① 健康保険法（大正１１年法律第７０号）第４８条の規定による届出
- ② 厚生年金保険法（昭和２９年法律第１１５号）第２７条の規定による届出
- ③ 雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）第７条の規定による届出

(2) 欠格事項

法人等が次の各号のいずれかに該当する場合は，その法人等を選定審査の対象から除外します（共同事業体が申請する場合については，構成団体のいずれかが該当すれば，選定審査の対象から除外します。）。

ア 申請書類に虚偽又は不正があった場合

イ 申請者若しくは申請者の代理人又はそれ以外の関係者が，選定に対する不当な要求を行った場合

ウ 一つのブロックの募集に対し，提案内容の異なる複数の申請書類を提出した場合

エ 申請書類受付期限までに所定の書類が整わなかった場合

オ その他不正な行為があった場合

8 業務実施に係る確認事項

(1) 事業報告書

指定管理者は，指定期間中の毎年度終了後，市が指定する期日までに次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し，提出することとします。

ア 業務の実施に関する事項

イ 施設の利用状況に関する事項

ウ 利用料金収入の明細に関する事項

エ 収支状況に関する事項

オ その他市が指示する事項

(2) 業務報告書

指定管理者は、指定期間中の毎月、市が指定する期日までに、当該月における上記(1)に掲げる事項を記載した業務報告書を作成し、提出することとします。

(3) その他備えるべき書類

指定管理者は、児童の日々の活動や毎月の利用状況、その他子どもの家の管理運営状況を確認するため、以下のような書類を作成・保管することとします。

ア 児童台帳

イ 児童出席簿

ウ 育成日誌

エ 保護者宛て通知・連絡帳

オ 事故報告書

カ 職員の出勤簿

キ 設備備品台帳

ク 安全計画（各種マニュアルを含む。）及び業務継続計画

ケ 会計関係帳簿

※ 詳細は仕様書で示します。

(4) 立入検査及び改善勧告

市は、業務報告書の内容及び業務実施状況の確認のため、随時管理物件へ立ち入ることができるものとし、指定管理者に対し業務実施状況や管理経費の収支状況等について説明を求めることができるものとします。

また、指定管理者の業務実施が仕様書等を満たしていないと判断した場合、市は、業務の改善勧告等を行います。

9 リスクへの対応

指定期間における主なリスクについては、下表の負担区分を基本として対応します。

種 類	内 容	市	指定管理者
施設、設備又は 備品の修繕	1 件 3 0 0 千円以下の修繕		○
	1 件 3 0 0 千円を超える修繕	○	
火災保険への加入	—	○	
施設の増改築・移設	—	○	
物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費 の増加への対応		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増加への対応		○
需要の変動	利用者の減少に伴う利用料金収入の減 少への対応		○
	利用者の減少に伴う指定管理料の減額 への対応（支援単位の減又は障がい児 加配支援員の減があった場合のみ）		○
	利用者の増加に伴う指定管理料の増額 への対応（支援単位の増又は障がい児 加配支援員の増があった場合のみ）	○	
開所時間の変動	小学校の臨時休業等に伴う開所時間の 増による経費の増加への対応	○	
	学校行事の振替休日に伴う開所時間の 増による経費の増加への対応		○
周辺地域、施設利 用者等の苦情対応	—		○
法令の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更 に伴う経費の増加への対応その他対応	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更 に伴う経費の増加への対応その他対応		○
税制度への対応	施設管理、運営に影響を及ぼす税制度変更 に伴う経費の増加への対応その他対応	○	
	指定管理者に影響を及ぼす税制度変更 に伴う経費の増加への対応その他対応		○

※ 事故により損害賠償が求められるものや、不可抗力（天災、テロ等の人災）発生時の費用負担については、「10 損害賠償及び不可抗力」を御確認ください。

10 損害賠償及び不可抗力

事故により損害賠償が求められるものや、不可抗力（天災、テロ等の人災）発生時の費用負担についての基本的な考え方は、次のとおりです。

詳細については、指定管理者と市との間で締結する協定書の中で規定します。

(1) 損害賠償について

ア 指定管理者の故意又は過失により、管理物件が損傷した場合、指定管理者は、市に対し、その損害を賠償することとします。

イ 指定管理者の責めに帰すべき事由により、利用者等の第三者に損害が生じた場合、指定管理者は、その損害を賠償することとします。

ウ 指定管理者は、市が加入している「全国市長会市民総合賠償補償保険」の被保険者になります。

【参考 全国市長会市民総合賠償補償保険の保険金額】

死亡・身体障がい	1名1億円／1事故10億円
財物損壊	1事故2,000万円

※ ただし、保険の対象は「賠償責任保険（身体賠償、財物賠償等）」のみであり、「補償保険（見舞金等）」は対象になりません。また、指定管理者が自らの責任と費用において実施する自主事業や、医療行為などの保険の対象とならない業務に起因する事故等によるものについても対象になりません。

(2) 不可抗力による損害について

ア 不可抗力による損害が発生した場合には、速やかに市に通知するものとします。

イ 不可抗力による損害であるか否かの判定や費用負担については、指定管理者と市の間で協議するものとします。

ウ 不可抗力による損害や対応に要する費用については、原則として市の負担とします。

11 指定期間満了以前の指定の取消し

次の場合、市は、指定管理者に対し指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命じることができるものとします。

詳細については、指定管理者と市との間で締結する協定書の中で規定します。

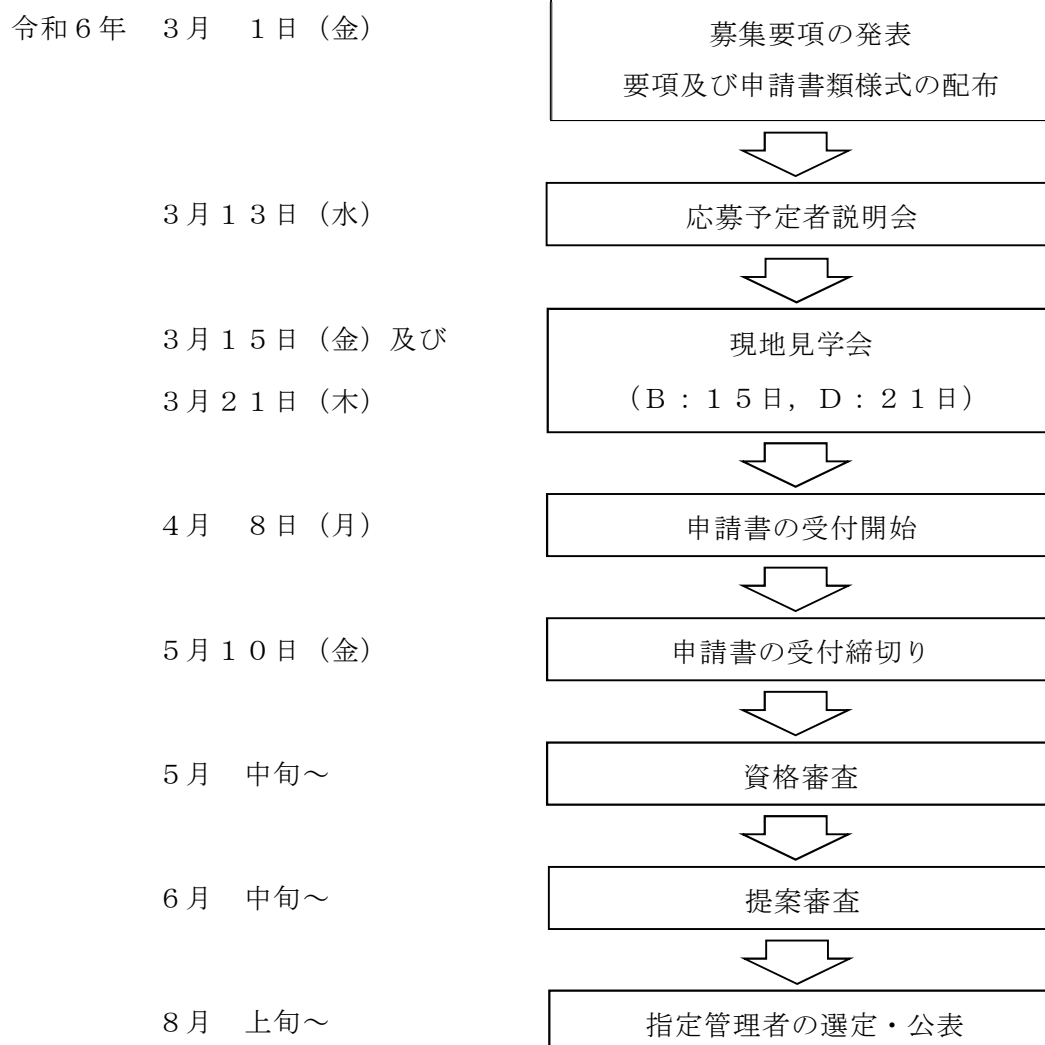
(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

- ア 「7 業務実施条件」中、(1)イ各号のいずれかに該当したとき。
- イ 業務に際し不正行為があったとき。
- ウ 市に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき。
- エ 市が行った業務の改善勧告に正当な理由がなく応じないとき。
- オ 協定書の内容を履行せず、又はこれに違反したとき。
- カ 手形若しくは銀行取引停止処分がなされたとき又は支払停止事由が発生したとき。
- キ 差押、仮差押さえ又は仮処分を受けたとき。
- ク 破産、会社更生、民事再生、特別精算その他倒産等に関する法律に基づくいずれかの手続について申立てがなされたとき。
- ケ その他、市が必要と認めるとき。

(2) 不可抗力の発生による場合

不可抗力（天災、テロ等の人災）が発生し、施設を市民の避難所等として使用しなければならないような事情が生じた場合、協議の上、市は、指定を取り消すことがあります。

12 指定管理者選定のスケジュール



※ 指定管理者の指定に関する市議会への議案の提出は、令和6年9月の宇都宮市議会定例会を予定しています。

※ スケジュールは変更になる場合があります。

13 募集要項等の配布

(1) 配布期間

令和6年3月1日（金）から5月10日（金）まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。）

(2) 配布時間

午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 配布場所

宇都宮市役所生涯学習課（宇都宮市役所 1 3 階）

〒 3 2 0 - 8 5 4 0 栃木県宇都宮市旭 1 丁目 1 番 5 号

電話 0 2 8 - 6 3 2 - 2 6 5 1 F A X 0 2 8 - 6 3 2 - 2 6 7 5

(4) 配布資料

ア 募集要項及び別紙 1 ～ 4

イ 業務仕様書及び別紙 1 ～ 9

ウ 選定基準表

エ 申請様式一式（「1 8 申請書類」を御参照ください。）

オ 宇都宮市子どもの家条例，同条例施行規則，宇都宮市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例，宇都宮市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成 1 6 年条例第 3 5 号），同条例施行規則（平成 1 7 年規則第 4 6 号）

※ 配布資料は，市ホームページからダウンロードすることもできます。

14 応募予定者説明会

応募方法，申請書類，指定管理業務等について，説明会を開催します。参加を希望する法人等は，令和 6 年 3 月 1 1 日（月）までに，申込書を電子メール又は窓口への持参により提出してください（現地見学会と共通の様式となります。）。なお，応募予定者は，説明会に可能な限り出席してください。

(1) 日時

令和 6 年 3 月 1 3 日（水）午前 1 0 時から

(2) 場所

宇都宮市役所本庁舎 1 4 D 会議室

(3) 申込書

応募予定者説明会及び現地見学会参加申込書（様式 1 1）

(4) その他

参加人数は，1 法人等につき 3 名までとします。

なお，発熱等の体調不良の際は，参加をお控えください。

15 現地見学会

各子どもの家の施設設備等の状況を確認いただくため、現地見学会を開催します。参加を希望する法人等は、令和6年3月11日（月）までに、申込書を電子メール又は窓口への持参により提出してください（説明会と共通の様式となります。）。なお、応募予定者は、現地見学会に可能な限り出席してください。

(1) 集合日時、場所及び行程

ブロックごとの現地見学会の集合日時、場所及び行程については、**別紙4**「子どもの家現地見学会スケジュール」のとおりです。なお、ブロック内の一部の子どもの家のみの見学も可能です。

※ 別紙のスケジュールは予定であり、開催日時の変更等もあり得ますので、ご了承ください。

(2) 申込書

応募予定者説明会及び現地見学会参加申込書（様式11）

(3) その他

参加人数は、1法人等につき2名までとします。

なお、発熱等の体調不良の際は、参加をお控えください。

16 質疑応答

(1) 提出期限

令和6年3月22日（金）

(2) 提出書式

質問書（様式12）

(3) 提出方法

文書による受付とし、電子メール又は窓口持参（土曜日、日曜日又は祝日に提出する場合、電子メールに限ります。）により行うこととします。口頭による質疑は受け付けません。

(4) 回答

応募予定者全体に周知するため、市ホームページで回答します。

なお、回答日は令和6年3月29日（金）を予定しています。

17 申請書受付期間及び時間

(1) 受付場所

宇都宮市役所生涯学習課（宇都宮市役所 1 3 階）に持参してください。

※ 事故防止のため、郵便等による提出は受け付けません。

(2) 受付期間

令和 6 年 4 月 8 日（月）から 5 月 1 0 日（金）まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。）

※ 申請書類に軽微な不備がある場合に限り、受付締切後、3 日間（土曜日、日曜日及び祝日を除きます。）の補正期間を設けます。

(3) 受付時間

受付期間内の午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

18 申請書類

申請時に、以下の書類を、正本各 1 部、副本各 9 部を A 4 サイズの紙ファイルに綴った状態で提出してください（ただし、「過去 2 年間の法人税法第 7 4 条に基づく法人税確定申告書及び添付書類一式」については、正本 1 部、副本 1 部のみに綴り提出してください。）。

※ 申請はブロック単位（B・Dブロック）とし、子どもの家単位での申請は受け付けません。なお、複数ブロックに申請する場合、1 冊の紙ファイルに全てのブロックの様式を綴ってください。（記載方法は記載例を参照してください。）

※ 紙ファイルの背表紙には、「令和 6 年度 子どもの家（〇ブロック）指定管理者申請書（正・副）」と「法人名」を記載してください。

(1) 資格審査に係るもの

ア 指定申請書（様式 1）

イ 法人等の概要（様式 2－1）

ウ 構成団体の概要（様式 2－2）（共同事業体の場合のみ）

エ 共同事業体協定書兼委任状（様式 3）（共同事業体の場合のみ）

オ 宣誓書（様式 4）

カ 応募の動機（様式 5）

キ 法人等の労働条件（様式 6－1，6－2）

- ク 法人等の組織体制（様式 7－1， 7－2， 7－3）
- ケ 法人等の運営実績（様式 8）
- コ 定款，規約等その他これらに類する書類
- サ 登記事項証明書（法人のみ）
- シ 印鑑登録証明書（法人格を有さない団体の場合は代表者のもの）
- ス 労働基準法第 36 条に基づく協定届（労働基準監督署受付印のあるもの。なお，宇都宮市に本社，本店又は本部を有する法人等にあつては宇都宮市の本社，本店，本部，支社，支店又は事業所における協定届を，宇都宮市に支社，支店又は事業所のみを有する法人等にあつては本社，本店又は本部における協定届及び宇都宮市の支社，支店又は事業所における協定届を提出すること。）
- セ 過去 2 年間の事業報告書（提出日現在の最新の 2 事業年度分とすること。）
- ソ 過去 2 年間の法人税法第 7 4 条に基づく法人税確定申告書及び添付書類一式（貸借対照表，損益計算書その他財務省令で定める書類を含む。税務署受付印のあるもの。提出日現在の最新の 2 事業年度分とすること。）。法人税確定申告をしていない団体については貸借対照表，収支計算書，財産目録，預貯金・借入金の残高証明書
- タ 国税の納税証明書（「その 3 の 2」又は「その 3 の 3」）及び市税完納証明書
- チ 役員名簿（住所，氏名（フリガナ），生年月日，男女の別が記載されたもの）
- ツ 健康保険への加入の必要がある場合には，年金事務所又は健康保険組合発行の健康保険料の領収書の写し（直近の 1 回分）等
- テ 厚生年金保険への加入の必要がある場合には，年金事務所又は健康保険組合発行の厚生年金保険料の領収書の写し（直近の 1 回分）等
- ト 雇用保険への加入の必要がある場合には，労働局，労働基準監督署又は労働保険事務組合発行の雇用保険料の領収書の写し（直近の 1 回分）等
- ナ その他必要な書類

(2) 提案審査に係るもの（提案書）

- ア 事業計画書
 - ① 当該施設管理の基本的な方針（様式 9－1）
 - ② 危機管理，安全管理，緊急時対策，防犯・防災対策（様式 9－2）
 - ③ 支援員等の能力向上（児童の育成支援や保護者に対する接遇など），利用者（児

- 童・保護者)の利用しやすい環境づくり(様式9-3)
- ④ 利用者ニーズの把握及び反映の仕組み(様式9-4)
- ⑤ 施設の利用促進に向けた事業の充実(様式9-5)
- ⑥ 地域住民や学校、ボランティア等との協働や、地域振興・活性化に向けた取組(様式9-6)
- ⑦ 児童の健全育成のための組織体制、児童の育成支援計画(様式9-7)
- ⑧ 支援員等の処遇(様式9-8)
- イ 収支計画書(総括表)(様式10-1)
- ウ 収支明細書(収入の部)(様式10-2)
- エ 収支明細書(支出の部)(様式10-3)
- オ その他必要な書類

19 内容確認

市が必要と認めるときは、記載内容等について、申請者に対する内容確認を実施する場合があります。

20 指定管理者の選定及び指定等

(1) 選定基準

指定管理者の選定基準は、宇都宮市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第4条の規定により、次のとおりとします。

- ア 住民の平等利用を確保することができること。(平等利用の確保)
- イ 子どもの家の効用を最大限に発揮させること。(施設効用の最大限の発揮)
- ウ 子どもの家の管理に係る経費の縮減が図られること。(経費の縮減)
- エ 管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有すること。(安定した能力の保持)

(2) 選定方法

宇都宮市指定管理者選考等専門委員の意見等を踏まえ、宇都宮市指定管理者選定委員会が、次のとおり審査を行います。

ア 資格審査

申請資格と上記(1)ア「平等利用の確保」、上記(1)エ「安定した能力の保持」についての審査を行います。

① 申請資格の審査

「7 業務実施条件」に適合しているかを書類で審査します。

② 「平等利用の確保」の審査

住民の平等利用の確保に支障が出るような内容が含まれていないかを書類で審査します。

なお、提案書を含む申請書類全体が審査対象となります。

③ 「安定した能力の保持」の審査

子どもの家を管理運営するための安定した能力があるかを書類で審査します。

審査内容と配点は下表のとおりです。

なお、運営実績を除くいずれかの審査区分において0点があった場合は、不合格となります。

審査区分	審査項目	配点
応募の動機	応募した動機，意欲	各20点
労働条件	従業員の労働条件等	
組織能力	組織体制，研修体制，個人情報保護等	
運営実績	類似施設，類似業務の運営実績等	
財務能力	財務状況の健全性	
計		100点

※ 採点基準は，「特に優れている」を20点とし，「優れている」を16点，「普通」を12点，「やや劣る」を8点，「非常に劣る」を0点とします。

④ 合格者

60点以上の得点者

合格者には，提案審査で行うヒアリングの日程等をお知らせします。

イ 提案審査

① 審査内容

資格審査の合格者に対して，上記(1)イ「施設効用の最大限の発揮」及びウ「経費の縮減」について，申請書類等に基づき，プレゼンテーションを行い，審査します。

申請者1者ごとのプレゼンテーションの時間配分は，応募するブロック数に関わらず，説明20分，質疑応答15分を予定しています（複数のブロックに応募する場合，各ブロックに共通する内容を説明した上で，ブロックごとの特色があ

る場合はその内容について説明してください。).

なお、プレゼンテーションにおいては、「Microsoft PowerPoint」などにより提案内容を要約した資料の配布やプロジェクターによる投影ができます。ただし、当初の申請書類を超える内容を提案することはできません。

審査区分と配点は下表のとおりです。

選定基準	審査区分	配点
施設効用の 最大限の発揮	・ 基本的事項 ・ 利用者サービスの向上 ・ 施設特性に応じたテーマ	160点
経費の縮減	経費の縮減	40点
計		200点

※ 「経費の縮減」において、著しく低額の提案（上限額の8割以下）については、子どもの家の管理運営が適正に履行されるかを調査します。

なお、プレゼンテーションには、現在の指定管理者からの引継ぎを担当する者（統括管理者の予定者等）の出席を必須とします。

② 審査項目

上表の「審査区分」における具体的な審査項目は次のとおりです（「選定基準表」及び申請様式を参照）。

- i 当該施設管理の基本的な方針（様式9-1）
- ii 危機管理，安全管理，緊急時対策，防犯・防災対策（様式9-2）
- iii 支援員等の能力向上（児童の育成支援や保護者に対する接遇など），利用者（児童・保護者）の利用しやすい環境づくり（様式9-3）
- iv 利用者ニーズの把握及び反映の仕組み（様式9-4）
- v 施設の利用促進に向けた事業の充実（様式9-5）
- vi 地域住民や学校，ボランティア等との協働や，地域振興・活性化に向けた取組（様式9-6）
- vii 児童の健全育成のための組織体制，児童の育成支援計画（様式9-7）
- viii 支援員等の処遇（様式9-8）

③ 合格者

6割以上の得点を満たし，提案審査を合格した法人等の中から，提案審査の得点の上位3者を指定管理者の最優先交渉者，第2位交渉者，第3位交渉者として

選定します。

最優先交渉者から協定締結に向けた交渉を行い、協議が整った後、指定管理者の候補者とします。

※ 資格審査と提案審査の得点は、合算しません。

※ 提案審査において、いずれの法人等の得点も6割（120点）に達しない場合、再募集します。

(3) 選定結果の通知等

ア 選定結果については、応募者全員に文書で通知します。

イ 選定後、応募の概況等及び審査内容の概要について、応募団体名を含め、ホームページにおいて公表します。

(4) 指定手続

ア 指定管理者の候補者として選定した法人等については、地方自治法の規定に基づき、指定管理者として指定する議案を市議会に提出し、議決を経て指定管理者として指定します。

イ 指定に当たっては、文書で通知するとともに、宇都宮市公告式条例（昭和25年条例第31号）の定めるところにより公告します。

ウ 市議会への提案は、令和6年9月の宇都宮市議会定例会を予定しています。

21 協定の締結

指定管理者の候補者として選定された法人等は、細目について、市と協議の上、当該指定の議案の提出日以前に、仮協定を締結します。

仮協定は、議決を経て本協定としての効力を発します。

なお、主に次のような事項を協定します。

- (1) 事業、管理業務の実施内容に関する事項
- (2) 利用料金に関する事項
- (3) 市が指定管理者に支払うべき指定管理料に関する事項（積算方法、精算の要否等）
- (4) 施設の補修等に関する事項
- (5) 個人情報の保護に関する事項
- (6) 情報公開に関する事項
- (7) 苦情処理に関する事項

- (8) 事業実施内容等の点検に関する事項
- (9) 事業報告に関する事項
- (10) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (11) 指定の取消し又は指定期間満了に伴う次の指定管理者への引継に関する事項
- (12) 事故等に係る損害賠償請求に関する事項
 - ・ 指定管理者と利用者等との間に生じた損害賠償に関する事項
 - ・ 指定管理者と市との間に生じた損害賠償に関する事項
- (13) 宇都宮市行政手続条例の適用及び遵守に関する事項
- (14) 宇都宮市環境基本条例の遵守に関する事項
- (15) 宇都宮市暴力団排除条例の適用に関する事項
- (16) リスクの分担に関する事項
- (17) その他

22 協定書の解釈に疑義が生じた場合の措置等

協定書の解釈に疑義が生じた場合又は協定書に定めのない事項が生じた場合において、市と指定管理者は、誠意を持って協議することとします。

23 業務引継ぎ及び人員体制の確保

新たに指定管理者として指定された法人等は、指定後速やかに、現在の指定管理者から、市が十分と認める水準で業務引継ぎを受けるとともに、指定期間の初日から仕様書の基準を満たす管理運営体制で業務を開始することができるよう、人員の確保及び初任者等に向けた必要な研修を実施することとします。

なお、新たに指定管理者として指定された法人等は、市が別に定める方法により、業務引継ぎ及び人員体制の確保に関する状況を定期的に市に報告することとします。

また、新たに指定管理者として指定された法人等は、当該法人等において業務引継ぎや人員体制の確保に要した経費を負担することとします。

24 留意事項

(1) 共同事業体による提案

応募に関する事務の全てを、当該共同事業体の代表者を通じて行うものとし、市が

当該代表者に対して行った行為は、当該共同事業体全ての構成団体に対して行ったものとみなします。

なお、共同事業体が選定された場合には、仮協定の締結以前に、代表団体及び各団体の責任分担等を明確に定めた協定書を締結し、その写しを市に提出します。

(2) 共同事業体提案の構成団体の変更

共同事業体が提案する場合、代表者、構成団体の変更は、原則として認めません。

ただし、構成団体については、業務遂行上支障がないと市が判断した場合、変更を認めることがあります。その場合は必要に応じて、書類の再提出等を求めることがあります。

(3) 指定管理者選考等専門委員、指定管理者選定委員、関係する市職員との接触禁止

申請者は、指定管理者選考等専門委員、指定管理者選定委員その他関係する市職員と、本件提案について接触する（当然に、説明会、ヒアリング、公募に関する質問等の正当な行為を除く。）ことを禁じます。接触の事実が認められた場合には、失格になることがあります。

(4) 重複申請等の禁止

同一の法人等が、一つのブロックの募集に対し、提案内容の異なる複数の申請書類を提出することはできません。また、同一の法人等が、複数の共同事業体に加わることもできません。

(5) 申請に対する費用負担

申請に関する費用は、全て申請者の負担とします。

(6) 申請書類の著作権及び公表

提案書を含む申請書類の著作権は申請者に帰属します。ただし、市は、指定管理者の選定結果の公表等に必要な場合には、申請書類の内容を使用できるものとします。

なお、提出のあった申請書類及び候補者名を含む選定結果は、情報公開の対象とし、原則、公開することとします。

(7) 申請書類の取り扱い

市が一度受理した申請書類（申請書類を記録した電子媒体を含む。）は、理由の如何に関わらず返却しません。

(8) 申請書類の変更

市が一度受理した申請書類は、明らかな間違い、軽微な修正を除き、内容の変更を

認めません。

(9) 申請辞退（様式 13）

申請者が辞退する場合、市が被った損害については、申請者が賠償しなければなりません。

25 問合せ先

宇都宮市役所生涯学習課（宇都宮市役所 1 3 階）

〒 3 2 0 - 8 5 4 0 栃木県宇都宮市旭 1 丁目 1 番 5 号

電話 0 2 8 - 6 3 2 - 2 6 5 1 FAX 0 2 8 - 6 3 2 - 2 6 7 5

E-mail u4606@city.utsunomiya.tochigi.jp